

リーマンショック以来減少傾向にあった在留外国人比率は、平成25年度から増加に転じ、平成27年度は過去最高を記録するに至った。多文化共生の推進は、今後ますます重要度を増していくに違いない。

今号では、「東北型多文化共生」を掲げ、その推進の担い手でもある大村氏に、これまでの取り組みをご紹介します。

外国人散住地域の試みと東日本大震災 ～得られた教訓を未来に活かす～

公益財団法人宮城県国際化協会 次長兼企画事業課長
大村 昌枝



はじめに

総務省が「地域における多文化共生プラン」を策定してから、今年でちょうど10年の節目を迎える。この節目の年に、総務省ではこれまでの間、全国各地で取り組まれた多文化共生に関する先進事例を集めた事例集を作成することのことだが、この10年を振り返れば、特に後半の5年間は怒涛の5年間と言ってよいのではないだろうか。その理由として、東北地方のみならず全国の海外出身者の動向に大きな影響を及ぼした未曾有の多重災害「東日本大震災」、そして、待ったなしの労働力不足問題を見据えた技能実習生制度の見直しに関する法改正が挙げられる。

確かにそれ以前にも1990年に施行された改正入管法により、日系の労働者が急増。「外国人集住地域」という新語が生まれ、特に大規模な工場を有する自治体は前代未聞の課題に立ち向かわざるを得ない状況に追い込まれた。しかし、そうはいっても集住都市を自認するのは、当時3,300ほどあった自治体のうちわずか二十数自治体で、本県を含め多くの自治体にとっては我がこととして捉えにくい状況にあったというのが本音ではないだろうか。

対して、この直近5年間に起こった出来事は、すべての自治体に共通する「誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり」、「誰もが豊かに暮らせるまちづくり」といった基本施策が果

たしてこれで万全なのか、といった見直しを迫るもので、外国人集住地域のみならず全国津々浦々の外国人散住地域の多文化共生施策にも影響を及ぼすに至っている。日本の多文化共生史上、かなり難しい局面を迎えているのではないかと私は捉えている。

「東北型多文化共生」を標榜した背景

ここ数年は減少傾向にあるものの、東北地方では農漁村部のいわゆる「嫁不足対策」として仲介業者が絡んだ国際結婚による結婚移住者が域内各地に散住しており、宮城県においては現在でも外国人登録者全体の約3分の1を占めている。このような地域特性に鑑み10年前、宮城県国際化協会（当時は宮城県国際交流協会）は隣接する岩手、福島の両県の地域国際化協会とともに「外国人集住地域」とは異なった地域課題解決の道を模索すべく、「東北型多文化共生」というコンセプトを掲げた広域連携プログラムに取り組んだ。

当時、中央で開催される多文化共生関連の研修会やセミナーの内容が集住地区を想定したものに特化されていたことへの抵抗もあり、「東北型多文化共生」という表現は「外国人集住地域を想定した多文化共生」との差別化を図るために敢えて打ち出したものであった。海外出身者と地域社会との繋がり、情報の入手方法、発生する問題が集住地域のそれとは

大きく異なることから、課題解決を図る機会の創出は急務であった。

2007年から毎年、福島、岩手、宮城の順に2泊3日の担い手育成研修「三県合同会議」を実施し、最終日には各地からの参加者が地元に戻ってから実施可能なアクションプランを作成することを到達目標とした。共通課題解決のためとはいえ、3つの地域国際化協会が県域を越え、更に3年にわたって連携事業を実施するという試みは、想像以上に煩雑で大変なことではあったが、この取り組みから得られた成果は実に大きかったと振り返っている。例えば、地域の多文化共生推進の担い手の顔が明確に見えてきたのもそのひとつである。3年も続けて実施していると、共通課題を抱えてはいても3県それぞれに担い手の属性に大きな違いがあることがわかってきた。福島は主として行政との繋がり強い市町村国際交流協会が、宮城は主として外国人支援活動に取り組んでいる民間団体が、そして岩手はそれらが混在した形でこの「三県合同会議」に関心を示してくれたのである。

ちょうどこの頃、宮城県では全国に先駆け多文化共生に関する条例を施行するという時期でもあったため、私たちは多文化共生推進のためのカウンターパートとして市町村国際交流協会とはしっかりと手を携えたいという思いをもって三県合同会議に臨んだ。しかし、いざ参加の意向確認をしてみると多文化共生よりも国際姉妹都市交流・親善交流をミッションに掲げる協会が多いことがわかり、なかには複雑な事情を抱える国際結婚移住女性との関わりは、狭い地域社会の中だからこそ避けてほしいという正直な声があることもわかった。

市町村国際交流協会こそが地域の多文化共生の中核的担い手であるべきだという私たちの発想が、実は手前勝手な幻想であったという手痛い気づきは想定外ではあったものの、

結果として「日本語教室」や「外国人相談センター」など、外国人支援を主たる活動に掲げる民間団体にカウンターパートとしての大きな可能性を見出せたことは幸いであった。

全国初の条例制定と地域社会の現実

宮城県は総務省によるプラン策定の翌年の2007年7月、全国に先駆けて「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を制定した。その後、静岡県が「多文化共生推進基本条例」(2008年)、滋賀県湖南市が「多文化共生社会の推進に関する条例」(2012年)を制定したが、この2つの条例に比べ、単刀直入に「多文化共生社会推進条例」と言い切れていないところに宮城県としての躊躇いを感じる。本県でこの条例が制定された当時、県人口における外国人比率はわずか0.69%。全国平均の1.69%を大きく下回っており、このような状況下での唐突ともいえる条例制定に対する県民の関心は低く、他方、外国人支援に関わっていた団体からは「罰則規定を伴わない理念条例など絵に描いた餅に等しい」と辛辣な意見が相次いだ。このような出自の条例ではあったが、施行から9年。怒涛の5年を経て社会情勢も大きく変わりつつあるこれからは、まさにこの条例の真価が発揮されることになるのではないかと、私は期待している。

当協会では、この条例が制定される数年前から県内各地の保健師からのSOSなどにより「業者が介在する国際結婚で移住してきた女性を巡る種々のトラブル」に目を向け始め、県民参加型の支援プログラムに着手していた。ローカル紙では「消える中国人花嫁」などというセンセーショナルな見出しの記事が掲載されるような時代であった。

2002年の「保健・医療通訳サポーター制度」の立ち上げは、まさにこのような女性たちとその家庭に生まれる乳幼児の健康管理を支援

するために立ち上げたものであり、同時にワールドカップサッカー日韓共同開催に向けた受け入れ態勢づくりを前面に掲げるという合わせ技で、地域国際化協会としては事業化が難しいとされていた医療分野の通訳サポーターも整備することができた。保健・医療分野での活動が始まるとそれに連動するかたちで、福祉分野、教育分野等での支援人材の必要性も見てきたため、活動分野を拡大し、現在に至っている。

この事業の整備にあたっては、県協会の責務として広く県域全体で人材確保を図る必要があるため、地域の日本語教室などと連携しての出張型登録研修会も実施した。

このような取り組みが功を奏し、日本人のみならず国際結婚移住女性たちの登録は劇的に進み、私たちと彼女たちの顔がみえる関係性も構築できた。ちなみに昨年末現在、登録者全体に占める海外出身者の割合は、70%を超えるに至っている。

私たちは、次のステップとして社会貢献、社会参画への意欲にあふれた海外出身者の方たちを対象とした半年間にわたるスキルアップ研修会を企画した。すると15名の定員枠に県内13市区町村から10か国31名が応募してきた。外国人散住地域に暮らし、属するエスニックコミュニティもなく、一人ひとりが大変な努力の末に家庭人として地域社会と繋がり、その先の社会参画のひとつの選択肢としてこのプログラムを見つけてくださったのである。そんな方たち一人の意欲も無駄にすまいと、全員が参加できるよう急遽計画を変更した。

いつのまにか、支援される側から支援する側にまわる海外出身者がどんどん増えてきたことに、私たちは驚きとともに「東北型多文化共生」の確実な手応えを感じつつあった。

その矢先、東日本大震災は発生した。

東日本大震災で炙り出されたこと

2011年3月11日午後2時46分。

当協会では「外国籍児童生徒支援サポーター研修会」を実施していたのだが、その日も三十数名の参加者のうち3分の1は海外出身者であり、更にその半分が気仙沼や南三陸、石巻といった沿岸部の町からの国際結婚移住女性たちであった。2日前の大きな揺れの経験から、まさかこの日の地震のあとにあのような巨大津波が襲ってくるとは露ほども思わず、遠方からの参加者が日のあるうちに帰宅できるよう散会した判断は、今思えば不適切極まりないものだったと猛省している。後に知ることになるのだが、沿岸部からの参加者の方たちは、ある人は自宅が流出、ある人は浸水、ある人は瓦礫に帰路を阻まれ、ある人は4日間も避難所を歩き回った末ようやく家族に会えたりと、全員が一瞬にして紛れもない被災者となってしまったのである。

後日、避難所と化した体育館に身を寄せていたその中のひとりを訪ねて行ったときのことである。申し訳なかったと詫げる私に「あの日、仙台に研修に行っていたから命拾いできたのかもしれないので、気にしないで」と逆に励まされ、返す言葉も見つからなかった。

震災から10日後、在京のNPOの支援車両に乗せられて初めて津波被災地石巻市を訪れた私たちは、仙台市内の事務所に居ながらの多言語支援だけでは到底追いつかない過酷な現



3.11を共に乗り越えた外国人スタッフたち

実を目の当たりにした。

石巻から戻った2日後、運の良さもあってなんとか自前の「緊急通行車両」を調達することができ、その日から16日間休むことなく津波被災地すべての町を巡回し外国人被災者支援に努めた。原形を留めない被災地の町なかを助手席で外国人被災者のいる避難所まで道案内してくれたのは、各種事業で繋がったその地に暮らす海外出身者の方たちであり、役所でも把握しきれない海外出身者の安否確認をしてくださったのは日本語教室を主宰する方たちであった。

岩手も福島も同時に被災してしまったため、三県の地域国際化協会がそれまでに培ってきた「共助力」を発揮することはできなかったものの、三県合同会議に参画してくれた方たち、その後の海外出身者対象のスキルアップ研修会に参画してくれた方たちと共に被災地支援に当たることができたことは、まさに「普段力」の賜物と思われた。

発災から3か月後に海外出身者の震災ストレス軽減を目的に実施した「母語で震災をふりかえる会」には、県内7会場すべてに県警はもちろん弁護士会や行政書士会の方々も手弁当で同道、専門家の立場で被災者を励ましてくださり、そこで培った連携は今でも脈々と活きている。



母語で震災をふりかえる会のようす

むすびに

「宮城県国際化協会のやっていることは外国人を日本人に同化させていることにほかならない」、「東北の国際結婚移住女性たちは日本社会に寄り添うことを強要されていて不平等だ」と真っ向から批判される研究者の方たちもいる。が、はたしてそうだろうか。外国人散住地域において海外出身者が自己実現を図ろうとすれば、まず日本語の習得は必須であり、このことをもって海外出身者やダブルの国の文化を背負う子どもたちのアイデンティティを否定していると考えerことは、あまりにも現実離れしてはいないだろうか。

震災後、東北の地にも技能実習生が急増している。めっきり災害が多くなったこの国に暮らす彼らの自助力を涵養することは、彼らの命を守ることに直結する。そのためにも彼らを「顔の見えない地域住民」にしておくことはなんとしても避けたいことである。震災で得た現実的な教訓を胸に、今年、私たちは業界団体と連携し、技能実習生と地域を繋ぐプログラムに着手する。

新しい扉を開いたその先に、晴れ晴れとした青空が見えることを期待したい。

著者略歴

大村 昌枝（おおむら・まさえ）

北海道帯広市出身。1988年から財団法人宮城県国際交流協会（現公益財団法人宮城県国際化協会）に勤務。現在、次長兼企画事業課長を務める。総務省多文化共生事例集作成ワーキンググループ構成員、宮城県総合計画審議会委員、いしのまき多文化共生社会推進懇談会委員、(公財) 仙台観光国際協会国際化専門委員、仙台白百合学園中学・高等学校 SGH 運営指導委員、ホライゾン学園仙台小学校評議員など。